

利害関係者の範囲に関する運用基準

学校法人日本医科大学知的財産取扱規程に規定する利害関係者について、その運用基準を以下のとおり定める。

1 「利害関係者」とは、次の者をいう。

(1) 審議の対象となる発明等の発明者等

(2) 審議の対象となる発明等の発明者等と、次に掲げる関係を有すると自ら判断する者

イ 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

ロ 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者）

ハ 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）

ニ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

ホ 審議に加わることが自己の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(3) その他委員長が利害関係者と判断した者

附 則

この運用基準は、令和6年1月1日から施行する。